

## 炭酸カルシウム購入に係る仕様書

標記水道用資材の購入にあたって沖縄県企業局を「甲」、納入者を「乙」として次のとおり規格その他を定めるものとする。

### 1. 品質規格

- (1) 納入する炭酸カルシウムは、「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第17号に定める基準（別紙参照）に適合すること。  
なお、分析方法は「資機材等の材質に関する試験」による。（平成12年2月23日厚生省告示第45号）
- (2) 乙は、規定の品質を証明するため、計量法に基づく都道府県知事の登録を受けた計量証明事業者が発行する品質規格試験成績書を甲に提出するものとする。
- (3) 外観は、白色～粒状の個体とする。

2. 重量換算(見掛け)比重を1.32（常温）とする。

3. 一粒あたりの平均粒子径は、30マイクロメートルとする。

### 4. 納 入

- (1) 乙は甲から納入請求を受けたときは、速やかに甲の指定した納入場所に浄水管理事務所職員の立ち会いのもと納入しなければならない。
- (2) 乙は、初回納入のみ、品質規格試験成績書を提出するものとする。
- (3) 甲及び乙は、納入の際に資材の納入量を相互に確認するものとする。
- (4) 納入は、フレコンバッグで1袋あたり600kgとし、1回あたり10袋納入する。

### 5. 納入場所

北谷町字宮城1番地の27 北谷浄水管理事務所（硬度低減化施設）  
☎浄水課098-936-7798

### 6. 検 収

- (1) 納入品について、甲は抜き取り検査ができる。この場合、不良品は良品と交換するものとし、経費はすべて乙の負担とする。但し、比重不足については、相当量を追加納入ができる。
- (2) 甲は、品質規格試験成績書、水処理効果、比重確認及び一般的性状等に疑義が生じた時は、品質の規格試験を実施又は委託するものとする。委託に要する費用は、乙の負担とする。

### 7. その他の事項

- (1) 乙は、混入の恐れのある有害物質については関係法令に留意し、水道用資材による水質汚染を生じてはならない。
- (2) 乙は、労働安全衛生法その他関係法規を守り、十分な保安措置を講じ、事故防止に万全を期さなければならない。なお、法規に規定されていない事項についても、当局職員の指示があれば必要な措置を講じなければならない。
- (3) 乙は、不完全な機械の使用による損害、あるいは甲の構築物等を汚染または損傷した場合には乙の負担で弁償復旧しなければならない。
- (4) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上定める。

資機材等の浸出液に関する基準項目と基準値（水道施設の技術的基準を定める省令別表第2より）

事項	基準
1 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg／1以下
2 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg／1以下
3 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg／1以下
4 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg／1以下
5 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg／1以下
6 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.002mg／1以下
7 垂硝酸態窒素	0.004mg／1以下
8 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg／1以下
9 硝酸態窒素及び垂硝酸態窒素	1.0mg／1以下
10 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg／1以下
11 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg／1以下
12 四塩化炭素	0.0002mg／1以下
13 一・四ジオキサン	0.005mg／1以下
14 シスー・ニージクロロエチレン及び トランスー・ニージクロロエチレン	0.004mg／1以下
15 ジクロロメタン	0.002mg／1以下
16 テトラクロロエチレン	0.001mg／1以下
17 トリクロロエチレン	0.001mg／1以下
18 ベンゼン	0.001mg／1以下
19 ホルムアルデヒド	0.008mg／1以下
20 垂鉛及びその化合物	垂鉛の量に関して、0.1mg／1以下
21 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg／1以下
22 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg／1以下
23 銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg／1以下
24 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg／1以下
25 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg／1以下
26 塩化物イオン	20mg／1以下
27 蒸発残留物	50mg／1以下
28 陰イオン界面活性剤	0.02mg／1以下
29 非イオン界面活性剤	0.005mg／1以下
30 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg／1以下
31 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5mg／1以下
32 味	異常でないこと
33 臭気	異常でないこと
34 色度	0.5度以下
35 濁度	0.2度以下
36 一・二ジクロロエタン	0.0004mg／1以下
37 アミン類	トリエチレンテトラミンとして、0.01mg／1以下
38 エピクロロヒドリン	0.01mg／1以下
39 酢酸ビニル	0.01mg／1以下
40 N・N-ジメチルアニリン	0.01mg／1以下
41 スチレン	0.002mg／1以下
42 二・四-トルエンジアミン	0.002mg／1以下
43 二・六-トルエンジアミン	0.001mg／1以下
44 一・二-ブタジエン	0.001mg／1以下
45 一・三-ブタジエン	0.001mg／1以下